

Title	目で見るWHO 第61号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2016, 61, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86651
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

目で見る WHO

Diabetes 糖尿病

～Beat diabetes～



— 第61号 —

2016 秋号

発行 公益社団法人 日本WHO協会



公益社団法人 日本 WHO 協会

理事長 関 淳一

昨年も同様のことを感じましたが、今年の夏も日本の各地で猛暑日が続き、最高気温や猛暑日の連続記録等で、日本の气象台始まって以来の記録更新のニュースが度々報道され地球全体の気候変動との関連が頭を過ぎる日々でした。

前号で少し危惧の念を述べましたリオ・デ・ジャネイロでのオリンピック・パラリンピックも無事成功裏に終わり、4年後の東京大会への期待と共に様々な課題も見えて来た感があります。一方パラリンピックの成功と個々の選手の活躍の様子は、世界の人々に大きな勇気を与えるとともに今後の障害者施策の前進に寄与するところが大きかったと思います。

現在 WHO の感染症対策の中心的な存在である WHO 健康安全局流行感染症部調整官の進藤奈邦子氏に、東京での会合に出席の為に帰国された機会に、去る6月20日に私共の協会の主催による、主として学生を対象とした講演会並びに意見交換会に御出席頂く事ができました。進藤奈邦子先生には、WHO の感染症対策の第一線で現在仕事をされているご自身の経験について率直にお話し頂き、出席者の多くが国際保健の現場での仕事について新たな何かを得たと思います。その時の出席者の大阪大学医学部5回生の加藤美寿季さんに、当日の感想文をご寄稿頂きました。ぜひご一読ください。

今年の WHO 世界保健デーのテーマは「糖尿病に負けるな」です。このテーマのキャンペーンの一環として、私共の協会主催によるフォーラムを開催し、

北播磨総合医療センター病院長横野浩一先生に「糖尿病の常識・非常識」と題した御講演をいただきました。横野先生には、永年に亘る糖尿病学、老年医学の双方の臨床、研究の御経験から得られた幅広い視点からのお話を頂きました。特に、加齢が糖代謝に及ぼす影響、糖尿病と認知症、アルツハイマー病、サルコペニア、フレイル等との関係についてデータをもとに分り易くお話し頂きました。世界の先陣を切って、超高齢社会にある日本にとって将に時機を得た御講演でした。その時の御講演の記録を本号に掲載させていただきました。

又、去る7月21日には、京都大学の医療系学生の方達による、「未来の医師のためのグローバルヘルス・スタディーツアー」の訪問を受けました。このスタディーツアーは、世の中がネット社会化している今日、医療系の学生が国際保健医療に関係のある組織や機関等を実際に訪問して、インタビューや意見交換をする試みで、非常にユニークなものと思います。この度の大阪ツアーでは、当協会で日本国内に於ける WHO の活動の普及啓発状態などについての予備知識を得た後、大阪大学人間科学部中村安秀教授を訪問し、国際保健医療の現場の状況等について直接お話を聞くと言うものでした。そのスタディーツアーのメンバーの一人、池尻達紀さんの報告を本号に掲載いたしました。

今回、「目で見える WHO」第61号を発行するに当りご協力いただきました皆様に、この場を借り、心から厚くお礼を申し上げ御挨拶といたします。

(公社) 日本 WHO 協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部 京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
 2009 「目で見えるWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
 2010 WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
 2011 メールマガジンの配信を開始。
 2012 公益社団法人に移行。
 世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
 2013 第5回アフリカ開発会議公式サイドイベントとしてフォーラムを開催。
 2014 WHO本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長 (在職期間)

会 長 ・ 理 事 長	中野種一郎(1965-73)	副 会 長 ・ 副 理 事 長	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)
	平沢 興(1974-75)		野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)
	奥田 東(1976-88)		尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)
	澤田 敏男(1989-92)		木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)
	西島 安則(1993-06)		黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)
	忌部 実(2006-07)		武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)
	関 淳一(2010-)		清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)
			花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)
			羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)		
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008-)		
	村瀬 敏郎(1992-95)			

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。